



災害査定に係る測量設計業務積算基準について（通知）

技術基準の種類:積算
通知日:平成12年 3 月31日

管 第 857 号
平成12年 3 月31日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫路鳥取線用地事務所長

様

土 木 部 長

災害査定に係る測量設計業務積算基準について（通知）

このことについて、別添のとおり定めたので、平成12年 4 月 1 日以降起工決裁のものから適用してください。
なお、この基準の適用に伴い、平成 2 年 9 月21日付発管秘第52号「平成 2 年災害復旧事業に係る測量・設計委託の積算要領について」は、廃止します。

災害査定に係る測量設計業務積算基準について

- 1 測量業務標準歩掛
- (1) 適用範囲
この積算基準は、災害査定設計書作成のための測量業務委託に適用する。
- (2) 路線測量
測量作業委託は、道路、河川、砂防等の工種を問わず、「業務関係積算基準及び標準歩掛」の路線測量を適用することを基本とし、災害箇所ごとに次のとおり運用し積算する。

項 目	運 用 基 準
全 体 計 画	業務全体につき 1 業務として計上する。
踏 査 選 点	法線を設定する場合に計上する。
伐 採 作 業	土木工事標準歩掛の道路除草工（除草、集草、積込運搬、焼却施設持込料を計上）を適用し、必要面積を計上する。
条件点の観測	法線を設定する場合で、コントロールポイントを座標設定するときに計上する。
線 形 決 定	法線を設定する場合に計上する。
I P 設置測量	法線を設定する場合に計上する。
中心線測量	法線を設定する場合に計上する。
仮BM設置測量	縦横断測量を行う場合に計上する。
縦 断 測 量	必要な測量延長（起終点間延長＋工種別の加算延長）を計上する。
横 断 測 量	必要な測量幅、側点間隔で計上する。
詳 細 測 量	重要構造物等の設計のため、詳細測量を行う場合に計上する。
用 地 幅 杭 量 設 置 測 量	現地の状況により必要な場合に計上する。
4 級基準点測量	法線を設定する場合に計上する。
平 面 測 量	台帳図面等を修正して利用する場合は、1 の（5）の歩掛表により計上する。 実測等による場合は、必要な地形測量を計上する。
歩掛の補正	路線測量変化率を使用する。
測量延長の補正	参考資料編の測量延長による補正を使用する。

- (3) 路線測量測量変化率
「業務関係積算基準及び標準歩掛」の路線測量変化率を適用する。
なお、道路法面等の被災高低差が特に大きい場合（概ね 5 m 以上）等については、森林等の変化率の採用など、地域、地形による変化率を的確に運用する。
- (4) 工種別の加算延長
起終点間延長にプラスする工種別の加算延長は、道路は 40 m、河川・砂防は 80 m を基本とする。
- (5) 平面測量
平面図を台帳図面等から転写して利用する場合は、道路台帳平面図修正歩掛を準用することとし、次のとおりとする。

平面図修正一箇所当たり

名 称	100m未満の平面図修正	100m以上の平面図修正
測量技師補	0.25人	0.30人
測量助手	0.30人	0.35人

注) 100m以上の被災箇所については、100m増す毎に必要な人員をそれぞれ0.05人加算する。

- (6) 被災状況写真撮影・整理歩掛
被災状況の写真撮影・整理を委託する場合は、次のとおり運用する。
ア 20m未満の被災箇所（箇所当たり）

	編成人員		被災高低差5m未満			被災高低差5m以上		
	撮影	整理	撮影	整理	合計	撮影	整理	合計
測 量 技 師 補	1	1	0.20人	0.12人	0.32人	0.26人	0.16人	0.42人
測 量 助 手	1	1	0.20人	0.12人	0.32人	0.26人	0.16人	0.42人
普 通 作 業 員	2		0.40人		0.40人	0.52人		0.52人
材料費(写真数枚)			20枚		20枚	26枚		26枚
ライトバン運転費			0.20日		0.20日	0.26日		0.26日

イ 20m以上50m未満の被災箇所（箇所当たり）

	編成人員		被災高低差5m未満			被災高低差5m以上		
	撮影	整理	撮影	整理	合計	撮影	整理	合計
測 量 技 師 補	1	1	0.28人	0.15人	0.43人	0.36人	0.20人	0.56人
測 量 助 手	1	1	0.28人	0.15人	0.43人	0.36人	0.20人	0.56人
普 通 作 業 員	2		0.56人		0.56人	0.72人		0.72人
材料費(写真数枚)			24枚		24枚	31枚		31枚
ライトバン運転費			0.28日		0.28日	0.36日		0.36日

ウ 50m以上100m未満の被災箇所（箇所当たり）

	編成人員		被災高低差5m未満			被災高低差5m以上		
	撮影	整理	撮影	整理	合計	撮影	整理	合計
測 量 技 師 補	1	1	0.40人	0.20人	0.60人	0.52人	0.26人	0.78人
測 量 助 手	1	1	0.40人	0.20人	0.60人	0.52人	0.26人	0.78人
普 通 作 業 員	2		0.80人		0.80人	1.04人		1.04人
材料費(写真数枚)			36枚		36枚	47枚		47枚
ライトバン運転費			0.40日		0.40日	0.52日		0.52日

エ 100m以上の被災箇所（箇所当たり）

	編成人員		被災高低差5m未満			被災高低差5m以上		
	撮影	整理	撮影	整理	合計	撮影	整理	合計
測 量 技 師 補	1	1	0.60人	0.30人	0.90人	0.78人	0.39人	1.17人
測 量 助 手	1	1	0.60人	0.30人	0.90人	0.78人	0.39人	1.17人
普 通 作 業 員	2		1.20人		1.20人	1.56人		1.56人
材料費(写真数枚)			48枚		48枚	62枚		62枚
ライトバン運転費			0.60日		0.60日	0.78日		0.78日

注) 100m以上の被災箇所については、100m増す毎に必要な人員等を次のとおり加算する。

	被災高低差5m未満		被災高低差5m以上	
	撮 影	整 理	撮 影	整 理
測量技師補、助手	0.20人	0.10人	0.26人	0.13人
普 通 作 業 員	0.40人	0.10人	0.52人	0.13人
材料費(写真数枚)	16枚		20枚	
ライトバン運転費	0.20日		0.26日	

2 設計業務行順歩掛

- (1) 適用範囲
この積算基準は、災害査定設計書作成のための設計業務委託に適用する。
- (2) 道路災害の設計業務委託
「業務関係積算基準及び標準歩掛」の道路詳細設計（予備設計無し）を適用することを基本とし、災害箇所ごとに次のとおり運用し積算する。
なお、一般構造物設計は別途計上する。

項 目	運 用 基 準
設計計画及び施工計画	計上する。
平面縦断設計	原則として計上しない。ただし、被災前の原形が容易に把握できない場合は計上する。
現 地 踏 査	計上する。
横 断 設 計	計上する。
道路附属構造物・小構造物設計	計上する。
仮設構造物・用排水設計	現地の状況により必要な場合に計上する。
設 計 図	計上する。
数 量 計 算	計上する。
照 査	計上する。
報告書作成費	災害関連等の特別な場合を除いて計上しない。
歩掛の補正	地形の補正、車線数の補正を行う。
20m未満の箇所	被災延長20mとして積算する。

- (3) 河川・砂防災害の設計業務委託
「業務関係積算基準及び標準歩掛〔参考資料編〕」の築堤詳細設計歩掛を適用することを基本とし、災害箇所ごとに次のとおり運用し積算する。
なお、床止工等は別途計上する。

項 目	運 用 基 準
現 地 踏 査	計上する。
設 計 計 画	計上する。
平面縦断設計	計上する。
横 断 設 計	計上する。
小構造物設計	現地の状況により必要な場合に計上する。
数 量 計 算	計上する。
照 査	計上する。
歩掛の補正	測点間隔の補正、非市街地の補正、設計延長の補正を行う。
20m未満の箇所	被災延長20m（設計延長の補正等考慮）として積算する。

- (4) 担当職員が自ら計画を鉛筆書きする場合
担当職員が、測量青焼き図に自ら計画を鉛筆書きする場合、道路災害設計においては、設計計画及び施工計画、横断設計は計上しない。
また、河川・砂防災害設計においては、設計計画、平面縦断設計、横断設計は計上しない。

- (5) 河川災害（A表）・（B表）（1箇所当たり）

名 称	河川特性整理表（A表）	設計流速算定表（B表）
技師（B）	0.50人	0.50人

- (6) 設計協議（1箇所当たり）

名 称	100m未満	100m以上
技師（B）	0.13人	0.20人
技師（C）	0.13人	0.20人

- (7) 直接経費
トレース材料・印刷費等を計上する。
- (8) 技術経費
技術経費は、原則として20%とする。ただし、重要構造物で高度なもの、複雑なもの等は30%とすることができる。

3 業務委託の範囲

- (1) 災害復旧設計書の起終点は、担当職員が現地で決定し、これに基づき、測量受託者が測量に着手するものである。
- (2) 起終点の国査杭設置は、当業務委託には含まれていない。
- (3) 災害査定時での対応は、災害関連等の特別な場合を除き、当業務委託の範囲外である。
- (4) 災害査定後において、実施設計のための図面修正、数量計算修正等の作業が必要な場合は、別途業務委託となる。